議 案 第 4 3 号

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例

新居浜市駐車場条例(平成25年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条中「1週間」を「10日間(新居浜駅前駐車場にあっては、1週間)」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

名称	駐車料金(1台につき)
新居浜駅前駐車場	1回につき駐車時間が30分まで無料。30分を超える
	場合は30分を超える30分までごとに100円を加算
	して得た額。ただし、24時間までごとの上限額は、
	2, 100円とする。
新居浜駅南駐車場	1回につき駐車時間が3時間まで無料。3時間を超える
新居浜駅南口広場駐車場	場合は3時間を超える1時間までごとに100円を加算
	して得た額。ただし、24時間までごとの上限額は、
	600円とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後 に新居浜市駐車場に入場させている自動車について適用し、施行日前に新居浜市駐車 場に入場させている自動車については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、施行日以後に徴収する新居浜市駐車場の駐車料金から適用 する。

提案理由

新居浜市駐車場の駐車料金を改定すること等により、駅周辺利用者の利便性及びサービスの向上を図るため、本案を提出する。